

表彰・罰則規程

2019年3月度改定版

第1章

<表彰の基準>

(団体賞)

1. 新座市体育・スポーツの発展に寄与し、新座市野球連盟（以下「連盟」という）の運営並びに事業遂行に永年貢献したチームとする。
2. 連盟登録チームで新座市の代表として埼玉県及び全国大会において優秀な成績をあげたチームとする。
3. 新座市体育協会（以下「体協」という。）・連盟主催の年次大会において各クラス別1位～3位までのチームとする。
4. 1.で表彰したチームを重ねて表彰する時は、前回の表彰から5年を経過した場合に対象とする。

(個人賞)

5. 体協・連盟主催の年次大会において各クラス別優勝・準優勝チームより、最優秀選手賞・敢闘選手賞・打撃賞（なお、B・Cクラスの打撃賞は準決勝戦以上の成績で6打席5打数以上、同率の場合は、打点の多い者とする。）を授与する。
6. 5.の規定に関わらず野球関係で特に功労のあった者とする。
7. 6.で表彰した者を重ねて表する時は、前回の表彰から5年を経過した場合に対象とする。

第2章

<罰則の基準>

1. 開会式及び閉会式、抽選会、義務審判員の派遣等の欠席および試合を無連絡で棄権した場合は、理事会にて審議の上、ペナルティーおよび罰金を課す。
2. 相手チーム及び審判員とのもめごとは、事情聴取し、規約、規程等と照合し、理事会で審議の上対処する。
3. その他の違反については、理事会で審議する。

第3章

<表彰・罰則の決定>

1. 理事会で審議（又は推薦）して会長が決定する。

第4章

<時期>

1. 表彰は、状況に応じて評議員会・開会式・閉会式において実施する。
2. 罰則は、大会終了後チーム及び個人に対して文章で通知する。

改定履歴

| 改定日 | 版数 | 内 容 |
|-------------|-----|------------|
| 2018年10月30日 | 第1版 | 規程整備に伴う改定。 |
| 2019年3月2日 | 第2版 | 規程整備に伴う改定。 |
| | | |
| | | |
| | | |